

市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(確定申告分離課税者用)記載例 平成11年～18年居住者用

【確定申告書B】

税務署長 平成 21 年分の所得税の確定申告書B

住所 〒 郡山市朝日一丁目23-7

フリガナ コオリヤマ タロウ

氏名 郡山 太郎

性別 職業 電話番号 024-924-2000

平成22年1月1日の住所

課税される所得金額 (26) 100,000

上記に対する税額 (27) 100,000

配当控除 (28) 0

区分 (29) 0

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 (30) 250,000

政党等寄付金特別控除 (31)

収入金額等

申告書①欄へ記入

申告書①⑨欄へ記入

申告書①⑦欄へ記入

申告書①⑧欄へ記入

申告書①⑩欄へ記入

申告書①⑪欄へ記入

申告書①⑫欄へ記入

申告書①⑬欄へ記入

申告書①⑭欄へ記入

申告書①⑮欄へ記入

申告書①⑯欄へ記入

申告書①⑰欄へ記入

申告書①⑱欄へ記入

申告書①⑲欄へ記入

申告書①⑳欄へ記入

申告書①㉑欄へ記入

申告書①㉒欄へ記入

申告書①㉓欄へ記入

申告書①㉔欄へ記入

申告書①㉕欄へ記入

申告書①㉖欄へ記入

申告書①㉗欄へ記入

申告書①㉘欄へ記入

申告書①㉙欄へ記入

申告書①㉚欄へ記入

申告書①㉛欄へ記入

申告書①㉜欄へ記入

申告書①㉝欄へ記入

申告書①㉞欄へ記入

申告書①㉟欄へ記入

申告書①㊱欄へ記入

申告書①㊲欄へ記入

申告書①㊳欄へ記入

申告書①㊴欄へ記入

申告書①㊵欄へ記入

申告書①㊶欄へ記入

申告書①㊷欄へ記入

申告書①㊸欄へ記入

申告書①㊹欄へ記入

申告書①㊺欄へ記入

申告書①㊻欄へ記入

申告書①㊼欄へ記入

申告書①㊽欄へ記入

申告書①㊾欄へ記入

申告書①㊿欄へ記入

平成22年度以降も同様の申告書になります

要注意
平成19年以降は該当しません!

申告書①⑨欄へ記入

申告書①欄へ記入

【確定申告書(分離課税用)】

平成 21 年分の所得税の確定申告書(分離課税用)

課税総所得及び課税退職所得の場合

申告書②及び④の欄の金額を右記表に当てはめて計算し⑤及び⑦欄にそれぞれ記入

②・④課税所得金額	330万円以下	330万円超 900万円以下	900万円超 1,800万円以下	1,800万円超
18年分所得税率	②・④ × 10%	②・④ × 20% - 330,000	②・④ × 30% - 1,230,000	②・④ × 37% - 2,490,000

課税山林所得の場合

申告書④欄へ記入

申告書③欄へ記入

課税山林所得の場合

申告書③の欄の金額を上記表に当てはめて計算し⑥欄に記入

③課税山林所得金額	1,650万円以下	1,650万円超 4,500万円以下	4,500万円超 9,000万円以下	9,000万円超
18年分所得税率	③ × 10%	③ × 20% - 1,650,000	③ × 30% - 6,150,000	③ × 37% - 12,450,000

申告書②欄へ記入

申告書④欄へ記入

申告書③欄へ記入

申告書⑤欄へ記入

申告書⑥欄へ記入

申告書⑦欄へ記入

申告書⑧欄へ記入

申告書⑨欄へ記入

申告書⑩欄へ記入

申告書⑪欄へ記入

申告書⑫欄へ記入

申告書⑬欄へ記入

申告書⑭欄へ記入

申告書⑮欄へ記入

申告書⑯欄へ記入

申告書⑰欄へ記入

申告書⑱欄へ記入

申告書⑲欄へ記入

申告書⑳欄へ記入

申告書㉑欄へ記入

申告書㉒欄へ記入

申告書㉓欄へ記入

申告書㉔欄へ記入

申告書㉕欄へ記入

申告書㉖欄へ記入

申告書㉗欄へ記入

申告書㉘欄へ記入

申告書㉙欄へ記入

申告書㉚欄へ記入

申告書㉛欄へ記入

申告書㉜欄へ記入

申告書㉝欄へ記入

申告書㉞欄へ記入

申告書㉟欄へ記入

申告書㊱欄へ記入

申告書㊲欄へ記入

申告書㊳欄へ記入

申告書㊴欄へ記入

申告書㊵欄へ記入

申告書㊶欄へ記入

申告書㊷欄へ記入

申告書㊸欄へ記入

申告書㊹欄へ記入

申告書㊺欄へ記入

申告書㊻欄へ記入

申告書㊼欄へ記入

申告書㊽欄へ記入

申告書㊾欄へ記入

申告書㊿欄へ記入

該当がある場合は申告書⑩⑪⑫⑬欄へ記入

課税山林所得の場合
申告書③の欄の金額を上記表に当てはめて計算し⑥欄に記入

平成 22 年度分 市民税・県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書

(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

郡山市長 提出年月日 22年2月10日

現住所 郡山市朝日一丁目23-7

平成22年1月1日現在の住所 郡山市朝日一丁目23-7

住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地 郡山市朝日一丁目23-7

フリガナ コオリヤマ タロウ

氏名 郡山 太郎

電話番号 924-2000

生年月日 昭平 30.1.1

1枚目、2枚目に押印をする。

両方ある場合、それぞれ記入する。

居住開始年月日(注1) 新築又は購入 平成 年 月 日

増改築等 平成 年 月 日

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額(平成19年以降の居住年に係る額を除く) ① 250,000

前年分の所得税の課税総所得金額 ② ,000

前年分の所得税の課税山林所得金額 ③ 2,000,000

前年分の所得税の課税退職所得金額 ④ ,000

②に対する所得税額相当額 ⑤ ,000

③に対する所得税額相当額 ⑥ 200,000

④に対する所得税額相当額 ⑦ 0

⑤ + ⑥ + ⑦ ⑧ 200,000

肉売却の価格 ⑨ 0

短期譲渡 ⑩ 0

長期譲渡 ⑪ 0

株式等の譲渡 ⑫ 0

先物取引 ⑬ 0

租税条約実施特例法における配当 ⑭ 0

⑨から⑭までの合計 ⑮ 0

税額控除 ⑯ 0

投資・リース税額等控除の額 ⑰ 0

⑧ + ⑮ - ⑯ - ⑰ ⑱ 200,000

前年分の所得税額(税額控除前) ⑲ 100,000

前年分の所得税額(税額控除後) ⑳ 100,000

⑲ - ⑱ = ⑳

①と⑱のいずれか少ない方の金額 ㉑ 200,000

市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額(㉑ - ⑳) ㉒ 100,000

市民税の住宅借入金等特別税額控除額(㉒ × 3/5) ㉓ 60,000

県民税の住宅借入金等特別税額控除額(㉒ × 2/5) ㉔ 40,000

新たな住宅ローン控除と税源移譲の経過措置としての住宅ローン控除とで控除される金額が異なる

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配布される各年度分に係る記載要領を参照してください。

・申告が必要な場合には、これまでと同様に申告書を毎年3月15日までに提出願います。
 ・申告書については郡山市ウェブサイト上に「作成ツール(エクセル)」を掲載しています。
 ツールを使用して作成した場合も2部提出してください。